

公益社団法人

松阪地区医師会定款

(令和6年6月20日改正)

公益社団法人 **松阪地区医師会**

松阪市白粉町 363 番地

電話 0598-21-0327

FAX 0598-21-0332

公益社団法人 松阪地区医師会定款

目 次

第 1 章	名称及び事務所（第 1 条—第 2 条）	1
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）	1
第 3 章	会員（第 5 条—第 13 条）	2
第 4 章	会員総会（第 14 条—第 24 条）	3
第 5 章	役員（第 25 条—第 34 条）	6
第 6 章	理事会（第 35 条—第 38 条）	7
第 7 章	裁定委員会（第 39 条—第 45 条）	8
第 8 章	団体契約及び意見表明（第 46 条—第 47 条）	9
第 9 章	資産及び会計（第 48 条—第 54 条）	9
第 10 章	参与（第 55 条）	11
第 11 章	事務局（第 56 条）	11
第 12 章	雑則（第 57 条—第 61 条）	11
附 則		12

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人松阪地区医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県松阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び三重県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 医学教育の向上に関する事業
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事業
- (4) 医師の生涯研修に関する事業
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事業
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
- (7) 地域医療の推進発展に関する事業
- (8) 地域保健の向上に関する事業
- (9) 地域福祉の向上に関する事業
- (10) 保険医療の充実に関する事業
- (11) 介護保険の充実に関する事業

2 前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 医療施設の整備に関する事業
- (2) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 医師会相互の連絡調整に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するため必要な事業

3 第1項及び前項の事業を実施するため、次の各号の施設を設置運営する。なお、施設運営に関する規程は理事会において別に定める。

- (1) 臨床検査センター
- (2) 保健医療センター
- (3) 松阪市健診センター
- (4) 松阪看護専門学校
- (5) 居宅介護支援事業所
- (6) 訪問看護ステーション

(7) ホームヘルパーステーション

(8) 松阪市第一地域包括支援センター

4 第1項及び第2項の事業は、松阪市、多気郡(明和町、多気町及び大台町)及びその周辺において行うものとする。

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、松阪市及び多気郡を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、会長が定める所定の届出を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、会長が定める所定の届出を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に所定の届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会においてその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第12条第6項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(会費、特別負担金、入会金及び開設納入金)

第8条 会員は、本会所定の会費、特別負担金、入会金及び開設納入金を本会に納入しなければならない。

2 会費、特別負担金、入会金及び開設納入金の額並びにその徴収方法は、会員総会で定める。会費は理事会において事情により減免することができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
- (3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、会長が会員総会に上程し、その会員総会の議決に基づき行う。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対してその旨を通知する。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 第7条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

第4章 会員総会

(会員総会)

第14条 会員総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定例会員総会及び臨時会員総会)

第15条 会員総会は、定例会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

- 2 定例会員総会は、毎年1回、会長が招集する。
- 3 臨時会員総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を示して、臨時会員総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。
- 4 会員総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

(会員総会の議長及び副議長の選出)

第16条 会員総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、会員総会において、会員の中から選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は、第28条第1項(役員の任期)を準用する。

(議長及び副議長の職務)

第17条 会員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 議長及び副議長は、理事会が定例会員総会及び臨時会員総会への付議事項を審議する時に、理事会へ出席し意見を述べるができる。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第18条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

- 2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会員総会の任務)

第19条 会員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
 - (2) 会費、特別負担金、入会金及び開設納入金の額並びに徴収方法
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任及び解任
 - (5) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 理事会が付議した事項
 - (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 会員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第 50 条に定める事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (2) 第 51 条に定める事業報告
- (3) その他必要な会務報告

(会員総会の定足数及び決議)

第 20 条 会員総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 会員総会における決議権は、会員 1 名につき 1 個とする。
- 3 会員総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 3 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(会員総会の書面表決等)

第 21 条 やむを得ない理由のために会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における会員は、出席したものとみなす。

(会員総会への出席発言)

第 22 条 理事及び監事は、会員総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合は、この限りでない。

(会員総会の議事規則)

第 23 条 会員総会の議事に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に定める。

(会員総会の議事録)

第 24 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例会員総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任及び解任)

第29条 理事及び監事は、会員の中から、会員総会の決議によって選任する。また、理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

- 2 理事会は、会長及び副会長を選定及び解職する。

(役員補欠の選任)

第30条 理事又は監事が任期途中で退任等欠員を生じたとき、必要な場合は、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第31条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第32条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(役員報酬)

第33条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第34条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任の免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第 7 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 39 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、11名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第 40 条 裁定委員は、本会会員の中から、会員総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第 41 条 裁定委員の任期は、第 28 条第 1 項(役員の任期)の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第 42 条 裁定委員は、本会の役員、議長及び副議長を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第 43 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第 7 条第 4 項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第 12 条第 1 項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第 44 条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第 45 条 裁定委員会に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 46 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 47 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第 9 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 48 条 本会の経費は、会費、特別負担金、入会金、開設納入金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、会員総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例会員総会にその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定例会員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 貸借対照表は、定例会員総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(財産の管理責任)

第52条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第53条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第51条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 参 与

(参 与)

第55条 本会に、理事会の決議を経て、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長の諮問に応じて、専門的事項について報告する。
- 3 参与は、会長が委嘱する。
- 4 参与の任期は、第28条第1項(役員の任期)の規定を準用する。

第11章 事務局

(事務局)

第56条 本会に、事務局を置く。

- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 雑 則

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、会員総会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第59条 定款の施行に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に細則で定める。

(公 告)

第 60 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委 任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

当定款の一部改正は、令和 6 年 6 月 20 日より施行する。

(会長等に関する措置)

2 この法人の最初の会長は野呂純一、副会長は太田正隆、小林昭彦、森田和男とする。

(裁定委員に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、会員総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

(参与に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、本会職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

6 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 49 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。